

1 事業の目的

県内市町村においては、自治体DX推進計画の重点取組事項である情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、業務改革（BPR）等のDX推進に関する取組が求められており、デジタル技術等の活用が喫緊の課題となっている。

しかしながら高知県下の市町村においては、地理的・人的・財政的条件等によりDX推進を担うデジタル人材の確保が難しいという実情がある。

このような背景を踏まえ、自治体の実務に即した業務改善やデジタル技術のノウハウを保有するデジタル人材を確保し、市町村へ派遣することで、各自治体の人的・財政的負担を抑えながらDXを広域的に推進することを目的として事業を実施する。

2 これまでの取組

本県では、「高知県電子自治体推進協議会」を設置し、産学官民が連携して高知県及び県内市町村の電子自治体を推進することで、住民サービスの向上並びに行政業務の効率化及び高度化の取組を行っている。

令和3年度からは、デジタル政策課DX推進室内に市町村支援チームを設置し、市町村への支援体制を構築するとともに、高知県電子自治体推進協議会に「デジタル化推進ワーキンググループ」を設置し、高知県と市町村間での情報共有やデジタル化についての共通認識の共有を図り、市町村における課題の解決等について、協働で研究・検討を行い、デジタル化の推進に取り組んできた。

令和4年度からは、高知県市町村DX推進アドバイザーを委嘱し、個々の市町村からの相談への対応を充実してきたほか、令和5年度からは、市町村においてBPRの取組を推進していくため、「市町村業務改善支援事業」を実施し、令和6年度までの2年間で9市町をモデルとして全庁業務量調査を実施、各自治体あたり1業務についてBPRの提案を行った。

このほか、市町村のデジタル人材の育成について、高知県市町村DX推進アドバイザー及び総務省地域情報化アドバイザー制度などを活用した研修・セミナーを実施したほか、令和6年度には、「令和6年度市町村DX推進研修事業」としてデザイン思考やEBPM等に関する研修を行い県内市町村全体のDX推進の機運を醸成していくための取組を行ったところである。

3 これまでの取組から見えた課題

県内市町村は、高知市を除く33市町村が人口5万人以下、18市町村が人口5千人以下と小規模な市町村が多いという特徴がある。これらの小規模な市町村においては、一人の職員のみで情報システムを担当している「一人情シス」、情報関係以外の業務をマルチタスクでこなしているゼロ情シス（片手間情シス）という体制の団体が多く、すでに導入されているシステムの調達・保守・トラブル対応等ですでに手一杯の状態であり、これまで高知県が実施してきた高知県市町村DX推進アドバイザーへの相談や市町村業務改善支援事業への参画、市町村DX推進研修事業への参加

などが十分にできておらず、市町村のDX推進に関する業務に十分に対応がしきれていないのが現状である。

そのため、令和7年度には人口5,000人以下の18町村に対してDXの取り組みが着実に進むよう、民間事業者から市町村に対して実務型のデジタル人材の派遣を行う「市町村デジタル化支援人材派遣事業」により、それぞれの町村の課題やデジタル化のペースに合わせた個別の支援計画を策定し、寄り添った支援を実施した。

取組成果として、Excel様式改善などの業務改善や業務改善事例の庁内共有による課題の掘り起こしなどがあり、小さな改善の積み重ねにより、業務改善やBPR、DXの効果の実感に繋がっているところである。

令和8年度以降は、県において、デジタル人材を任期付職員（任期3年）で毎年3名程度採用し、令和10年度までに9名体制を確保する。「任期付職員」は、県内6ブロックに分かれ（各ブロックに1名以上配置）、ブロック内の市町村を巡回し、対面でデジタル化の取組を伴走支援していく予定である。

なお、任期付職員は採用後、半年程度研修のうえ、各市町村にて支援を行っていく予定のため、研修期間において、効果的かつ円滑に市町村支援に入れるよう体制を整える必要がある。

4 業務の内容

(1) 事業の対象となる団体（以下「実施団体」という。）

人口5,000人以下の18町村（東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、仁淀川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、大月町、三原村）とする。

なお、対象となる町村との調整の結果、団体数に変動が生じた場合は、事業費又は事業内容の変更に適切に応じること。

(2) 事業内容

下記ア～エの支援を行うものとする。

- ・アについては、全ての実施団体において実施すること。
- ・イについても、全ての実施団体において実施すること（ただし、実施団体の個別事情等によりやむを得ず実施できない場合を除く）。
- ・ウ、エについては実施団体の要望に応じて実施することとする。

※実施団体より複数要望が出た場合は、支援日数の範囲内において可能な限りすべて支援を行うものとする。

ア 実施団体ごとの課題の整理及び支援計画の策定（必須項目）

令和7年度に実施した「市町村デジタル化支援人材派遣事業」の成果物をもとに、実施団体におけるDX推進に関する課題分析・目標設定を行い個別の年度支援計画を作成する。

(ア) 策定した計画については、高知県及び実施団体とも調整の上、常に見直し及び進捗の管理を行うこと。

(イ) 支援計画の策定についてはガントチャートなどを用い、どの時期に

何の支援を行うのか視覚的にわかりやすいものとする。

- (ウ) 調査・ヒアリングの対象課は主に情報担当課を想定しているが、実施団体の実情に応じて柔軟に対応を行うこと。
- (エ) 支援計画の進捗については、月次報告などで高知県及び実施団体に共有するとともに、現地訪問支援でのヒアリング内容などに基づき、見直しを行うこと。また、訪問時は、事前に実施団体毎の課題を想定し、提示するなど、実施団体の負担が最小限になるよう努めること。

イ 職員のDXマインドの醸成やITリテラシー、業務改善能力の向上を図る団体別の研修会の実施

実施団体の実情・要望に応じたDXの推進に資する研修を提案・実施すること。十分な時間を確保できない実施団体については、30～60分程度の短時間の実践型研修を提案するなど、実施団体が研修会を実施したくなるような工夫を行うこと。研修会については、支援事例の紹介や支援成果の報告と合わせて、実施する形でも構わない。

例1 全職員向け（共通部分）

DX推進に向けた機運醸成及び全職員が身に着けるべき知識等の習得

例2 担当者向け（概ね係長級以下を想定）

業務改革の具体的な進め方、デザイン思考、EBPMに関する研修、業務改善に即時活用できる実践型研修（ピポットテーブル機能活用等のExcel研修、kintone研修）等

例3 管理職向け（概ね課長補佐級以上を想定）

DX推進に向け必要なマネジメント・リーダーシップ等

例4 支援事例の紹介や支援成果の報告と合わせた研修

〔想定例1〕

- ①ピポットテーブル機能を活用した支援事例の紹介や支援成果の報告
- ②ピポットテーブル機能活用の実践型研修

〔想定例2〕

- ①他団体の支援事例や支援成果の紹介
- ②DX推進に向けた機運醸成につながる研修
- ③研修後に支援課題掘り起こしのための相談会開催 等

なお、研修を行った際には当日参加できなかった職員も研修を受講できるように動画を撮影、提供するなどの工夫をすること。

また、研修効果を確認できるようアンケートなどを実施し、県及び実施団体に分析結果を提供すること。

ウ 業務フローの見直し（BPR）やDX推進に係る相談に対する助言・提案・技術的支援

実施団体が主体的に、また継続的に業務改善に取り組むことができるよう支援を行う。

- (ア) BPRの対象業務に関しては実施団体と協議のうえ決定するものとする

る。

- (イ) BPR支援の実施に関しては高知県が令和5年度及び令和6年度に実施した「市町村業務改善支援事業」の成果物並びに令和7年度に実施した「市町村デジタル化支援人材派遣事業」の成果物を活用すること。

エ その他デジタル関連事業における技術的な課題解決

AIツールの活用、Excelマクロ、Excel関数、高知県電子申請システム(e-tumo)、kintone等に関する作成・メンテナンスに関する支援を行うこと。また、実施団体の要望に合わせて、行政事務に精通したIT専門家などによる現地訪問支援を行うこと。

(3) 協力体制

実施にあたっては、令和7年度に実施した「市町村デジタル化支援人材派遣事業」の成果物を活用するうえ、高知県総合企画部デジタル政策課の職員及び高知県が委嘱する高知県市町村DX推進アドバイザー、任期付職員と協力して支援にあたり、事業終了後に任期付職員が支援を引き継げるように取り組むこと。なお、任期付職員は、支援を引き継げるよう基本的には現地支援に同行（実施団体庁舎に現地集合等）することになる。

上記支援については高知県と市町村が参画する協議会やワーキンググループ等において発表を求めることがある。また、上記支援を行うに当たり実施団体にも支援の状況や内容等を綿密に共有すること。

(4) 継続性

支援に関しては可能な限り実施団体が主体的にDX推進に取り組むことが可能となるよう、総務省のデジタル人材の確保・育成に向けた方針を十分に理解した上で「事業終了後の実施団体のDXの推進」の観点を常に意識し業務を遂行すること。

また、事業終了後も実施団体及び任期付職員がDXを推進できるよう、実施団体ごとにロードマップ案を作成したうえで、全実施団体の支援成果等をまとめた最終報告資料を作成すること。

5 支援日数及び支援方法

支援日数は1市町村あたり概ね月1回、合計4回程度は現地訪問による支援を行うこと。

ただし、実施団体の業務状況やスケジュール等により、支援回数が少なくなる場合は県と事前に協議すること。

なお、実施団体の要望等を踏まえて、短期間で集中的に実施しても差し支えない。

このほか、適宜オンラインでの支援を実施するなど、実施団体の負担を考慮して工夫を行うこと。

6 支援体制

受託者は4（2）の支援を遂行するためのスキル及び知識を有した人材を割り当て、実施団体が求める複数の支援項目に対応する支援体制を構築すること。

実施団体への支援はチーム又は単独で行うものとし、実施団体が相談を行いやすいよう同一の実施団体に対してはできる限り同じ支援者が支援にあたるようにすること。

7 支援事例の横展開

4（2）ア～エで行った支援に関して、実施団体ごとに行った支援の概要（支援記録）が分かる資料を作成し、高知県及び実施団体へ共有を行うこと。

なお、資料の内容及び情報共有のタイミングに関しては高知県と協議のうえ決定するものとする。

8 秘密の保持

受託者は実施団体において他者に公開できない情報が存在することを十分に理解し、細やかな確認を高知県及び実施団体に行いながら業務を遂行すること。

9 プロジェクト管理

（1）プロジェクト管理計画書

プロジェクトの概要・目的・目標（目指すべき姿）・体制（高知県側の体制も含む）・コスト・スケジュール・コミュニケーションルール（連絡手段・データの授受・議事録等のルール等）・リスク等に関して管理計画書を作成し管理すること。

また、スケジュールに変更があった場合などプロジェクト管理計画書に変更を加える必要がある場合は随時修正を行い、変更点について適切に管理を行うこと。

なお、プロジェクト管理計画書の初版に関しては契約締結後1週間以内に委託者へ提出し、承認を得ること。

（2）対応管理表

実施団体から出た要望や課題、質問に関しては対応管理表を作成し適切に管理を行うこと。

また、管理する際にはその項目が課題なのか、問い合わせなのか等が明確にわかるようにカテゴリを分けて個別の対応内容とともに整理すること。（Excelデータを想定）

なお、管理表の様式に関しては高知県と協議のうえ決定するものとする。

（3）定例会及び検討会の開催

高知県と定例会議を月1回程度開催し、報告を行うこと。

また、必要に応じて実施団体を集めた検討会を開催し、議題に合わせて円滑な討議ができるよう司会・進行を行うこと。

なお、開催方法はWeb 会議を想定しているが、必要に応じて対面での開催も可能とする。

会議日程の調整は受託者において行うこと。

10 契約期間

契約締結日から令和8年10月15日まで

11 業務の実施方法

(1) 業務実施体制の提出

ア 契約後速やかに実施体制表を作成して県に提出すること。なお、実施体制表には以下の内容を必ず記載すること。

(ア) 所属

(イ) 役職

(ウ) 氏名

(エ) 連絡先

(オ) 専任、兼任の別

(カ) 業務ごとの責任者および担当者、本業務における役割

イ ヘルプデスクや専用プラットフォームの設置等、委託者及び実施団体が必要に応じて相談が可能な体制を整備すること。

ウ 本業務に従事する者全員の氏名と従事する業務を明記した名簿を提出すること(派遣・再委託先等も含め、所属を明確にすること)。従事者に変更があった場合はその都度提出すること。

12 スケジュール

本事業で想定しているスケジュールは以下のとおりとする。ただし、事業の進捗により変更する場合がある。

(1) 関係者間協議 : 令和8年5月下旬

(2) 支援実施 : 令和8年6月から同年9月

13 実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、以下の成果物を含む実績報告書を作成し、高知県に提出すること。

提出物は紙媒体1部及び電子データとする。

なお、メディア(CD又はDVD)に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与し、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

【成果物】

- ・実績報告書(本業務のスケジュールと実施実績)
- ・高知県及び実施団体との協議記録一式
- ・実施団体の支援計画一式
- ・最終報告資料一式

- ・プロジェクト管理計画書
- ・対応管理表
- ・その他支援記録一式

14 特記事項

- (1) 提案の内容は、「4 業務の内容」で示した内容全ての事項に対応した提案を記述すること。また、提案依頼書は、より優れた提案を求めているものであり、提案内容の技術、ノウハウ等について明確に記述すること。
- (2) 任意の追加提案を記載する場合は、見積限度額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 再委託は原則認めないが、本事業を効率的に実施するために必要な業務の一部をやむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。再委託する場合は具体的にその内容を記述し、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (4) 受託業務の実施に当たっては、各種法令及び高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。再委託先等への周知は受託者の責任で行い、履行状況についても管理すること。
- (5) 実施団体の作成資料の共有については実施団体の同意を得ること。
- (6) その他、本事業の実施に必要な事項は、高知県と受託者が協議のうえ定める。